

## 当座勘定規定

### 1. (当座勘定への受入れ)

当座勘定には、現金のみを受入れます。手形、小切手、利札、郵便為替証書、配当金領収証その他の証券は受入れることができません。

### 2. (本人振込み)

他の金融機関を通じて当座勘定に振込みがあった場合には、当社で当座勘定元帳へ入金記載したうえでなければ、支払資金としません。なお、当該振込みについて、法令や公序良俗に反する行為にもとづくものである場合、またはそのおそれがあると当社が判断した場合は、振込金の受入れをお断りする場合があります。

### 3. (第三者振込み)

第三者が他の金融機関を通じて当座勘定に振込みをした場合には、第2条と同様に取扱います。なお、当該振込みについて、法令や公序良俗に反する行為にもとづくものである場合、またはそのおそれがあると当社が判断した場合は、振込金の受入れをお断りする場合があります。

### 4. (当座預金の払戻し)

当座預金の払戻しの場合には、当社所定の払戻請求書を使用してください。

### 5. (手数料等の引落し)

当社が受取るべき貸付金利息、手数料、保証料、立替費用、その他これに類する債権が生じた場合には、当座勘定からその金額を引落すことができますものとします。

### 6. (印鑑等の届出)

(1) 当座勘定の取引に使用する印鑑(または署名鑑)は、当社所定の用紙を用い、あらかじめ当社に届出てください。

(2) 代理人により取引をする場合には、本人からその氏名と印鑑(または署名鑑)を前項と同様に届出てください。

### 7. (届出事項の変更)

(1) 印章を失った場合、または印章、名称、商号、代表者、代理人、住所、電話番号その他届出事項に変更があった場合には、直ちに書面によって当社に届出てください。

(2) 前項の届出の前に生じた損害については、当社は責任を負いません。

(3) 第1項による届出事項の変更の届出がなかったために、当社からの通知または送付する書類等が延着または到着しなかった場合には、通常到達すべき時に到達したものとみなします。

### 8. (成年後見人等の届出)

(1) 家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合には、直ちに成年後見人等の氏名その他必要な事項を書面によって届出てください。預金者の成年後見人等について、家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合も同様に届出てください。

(2) 家庭裁判所の審判により、任意後見監督人の選任がされた場合には、直ちに任意後見人の氏名その他必要な事項を書面によって届出てください。

(3) すでに補助・保佐・後見開始の審判を受けている場合、または任意後見監督人の選任がなされている場合にも、前2項と同様に届出てください。

(4) 前3項の届出事項に取消または変更等が生じた場合にも同様に届出てください。

(5) 前4項の届出の前に生じた損害については、当社は責任を負いません。

### 9. (印鑑照合等)

諸届け書類に使用された印影または署名を、届出の印鑑(または署名鑑)と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて取扱いましたうえは、諸届け書類につき、偽造、変造その他の事故があっても、そのために生じた損害については、当社は責任を負いません。

### 10. (利息)

当座預金には利息をつけません。

### 11. (当座勘定取引明細表の保管)

当座預金の取引明細は、「当座勘定取引明細表」に記載して交付しますので、別に交付した「お取引明細書兼照合表ファイル」とじ込んで保管してください。

### 12. (残高の報告)

当座勘定の受払または残高の照会があった場合には、当社所定の方法により報告します。

### 13. (譲渡、質入れの禁止)

当座預金は、譲渡または質入れすることはできません。

### 14. (反社会的勢力等との取引拒絶)

この当座勘定は、次条第1号に定める暴力団員等、同号 A から E、および第16条第3号に定める経済制裁対象者のいずれにも該当しない場合に取りいただくことができ、これらに該当する場合には、当社はこの取引をお断りするものとします。

#### 15. (反社会的勢力ではないことの表明確約)

預金者(本預金口座の名義人(預金口座名義人が法人の場合の当該法人の役員等を含みます。以下同じ。))またはその代理人は、第1号のいずれかに該当し、もしくは第2号のいずれかに該当する行為をし、または第1号にもとづく表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明し、当社との取引を継続することが不適切である場合には、この預金取引が停止され、または通知によりこの預金が解約されても異議を述べないものとします。なお、これにより預金者またはその代理人に損害が生じた場合でも、当社に何らの請求をしないものとし、これにより当社に損害が生じた場合には、預金者またはその代理人はその責任を負うものとします。

① 預金者またはその代理人は、現在、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者(以下これらを「暴力団員等」といいます。)に該当しないこと、および次のいずれにも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約します。

- A 暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること
- B 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること
- C 自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること
- D 暴力団員等に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること
- E 役員または経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること

② 預金者またはその代理人は、自らまたは第三者を

利用して次の一にでも該当する行為を行わないことを確約します。

- A 暴力的な要求行為
- B 法的な責任を超えた不当な要求行為
- C 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
- D 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて当社の信用を毀損し、または当社の業務を妨害する行為
- E その他 A から D に準ずる行為

#### 16. (マネー・ローンダリングおよびテロ資金供与を行わないことの表明確約)

預金者またはその代理人は、次の各号に掲げる事項を確約いただきます。

- ① この当座勘定の利用にあたって、「犯罪による収益の移転防止に関する法律」に定める犯罪による収益(以下「犯罪収益」といいます。)の預入を行わないこと。
- ② マネー・ローンダリングおよびテロ資金供与の目的を持って、この当座勘定の利用を行わないこと。
- ③ 日本、米国その他外国または国際機関等が定める経済制裁対象者に該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないこと、また、この当座勘定を利用して、経済制裁対象者との間で各国法等に基づき禁止される取引その他経済制裁に抵触する取引を行わないこと。

#### 17. (取引の制限等)

- (1) この当座勘定のご利用にあたって、当社が必要と判断した場合、当社は、預金者または預金取引に関して当社が指定する証明書類の提出(本人確認書類等の再提供を含みます。)または情報の提供(以下総称して「情報の提供等」といいます。)を求めることがあります。この場合、当社が定める期日までに、預金者から情報の提供等が十分に行われないう場合、当社はこの預金取引の全部または一部を停止する場合があります。
- (2) 当社所定の期間、預金者による利用がない場合、当社は預金取引の全部または一部を停止することがあります。預金取引の停止を解除するにあたっては、当社は改めて本人確認などの追加的措置を行う場合があります。

18. (解約)

- (1) この取引は、当事者の一方の都合でいつでも解約することができます。ただし、当社に対する解約の通知は当社所定の書面によるものとします。
- (2) 当社が解約の通知を届出の住所にあてて発信した場合に、その通知が延着または到達しなかったときは、通常到達すべき時に到達したものとみなします。

19. (準拠法、裁判管轄権)

この規定の解釈は日本の法律に従って行われるものと  
し、当座勘定ならびにこの規定に関し紛争が生じた場

合には、当社本店の所在地を管轄とする裁判所を管轄  
裁判所とします。

20. (規定の変更)

- (1) この規定の各条項その他の条件は、金融情勢の  
状況の変化その他相当の事由があると認められ  
る場合には、当社ウェブサイトへの掲載による公  
表その他相当の方法で周知することにより、変更  
できるものとします。
- (2) 前項の変更は、公表等の際に定める適用開始日  
から適用されるものとします。

以 上

(2022年10月31日現在)

...